

児童家庭相談システム導入委託業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

香 南 市

令和6年7月

1. 目的

香南市子ども家庭センターにおける児童家庭相談業務において、住民基本台帳データとの連携によるケース世帯の状況把握、事務処理の効率化及び各種ケース情報の共有を行うため児童家庭相談システムを導入し、児童虐待等への対応体制の強化を目的とする。

2. 業務概要

(1)業務番号及び業務名

福第 06031 号 児童家庭相談システム導入委託業務

(2)業務内容

「児童家庭相談システム導入委託業務仕様書」のとおり

(3)稼働開始日

令和7年1月1日

(4)業務期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

(5)見積限度額

14,255千円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限金額は、令和6年度に必要となるシステム導入等に係る経費の上限である。

※保守業務に係る費用は含まないが、本業務受託者とは運用保守契約を締結する予定。

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1)参加表明書の提出日時点において、令和6年度香南市競争入札参加資格有資格者名簿の

「物品購入及び役務の提供」の「システムの開発・設計・運用」に記載されていること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

(3)香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱、香南市物品購入及び業務委託等の契約に関する指名停止措置要綱及び指名回避措置基準要領に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けている期間中でないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者でないこと。

4. 質問の受付及び回答

(1)受付方法

質問は、質問書(様式1)により電子メールに添付したものを受け付ける。

メールアドレス：fukushi@city.kochi-konan.lg.jp

(2)受付期間

令和6年7月12日(金) から 令和6年7月19日(金)17時まで

(3)回答方法

香南市公式ウェブサイトの当業務ページに掲載する。

(4)回答期限

令和6年7月23日(火)17時まで回答する。

(5)回答内容

質問書への回答により、実施要領及び仕様書への追加または修正が行われたものとする。

5. 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加者」という。)は、次のとおり提出すること。

(1)提出書類

ア 参加表明書(様式2)

イ 会社概要書(様式3)

ウ 業務実績調書(様式4)

エ ISO、ISMS 若しくはプライバシーマーク等の関連資格

(2)提出期限

令和6年7月30日(火)必着

(3)提出場所

〒781-5292 高知県香南市野市町西野2706番地

香南市福祉事務所 子ども家庭相談係

(4)提出方法

追跡情報が残る郵送(提出期限までに必着)又は持参

※持参の場合、受付時間は閉庁日を除く9時から17時までとする。

6. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

(1)参加資格要件を満たさないことが判明した場合。

(2)提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3)提出書類が定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。

(4)審査の公平性を害する行為があった場合。

(5)提案見積額が、見積限度額を超えている場合。

7. 参加の辞退

参加を辞退する場合は、次のとおり提出すること。

(1)提出書類

参加辞退届(様式 5)

(2)提出期限

令和6年8月9日(金)

(3)提出場所

5(3)に同じ

(4)提出方法

5(4)に同じ

8. 企画提案書等の提出

参加承認を受けた者は企画提案書提出及び誓約書(様式6)に次の書類を添付し、提出すること。

(1)提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

「児童家庭相談システム導入委託業務仕様書」に基づき作成すること

イ システム機能要件適合調査表(様式7)

ウ 見積書(任意様式・以下の項目ごとに区分した見積額を提出すること)

① 児童家庭相談システム導入費用

② 現在使用している児童家庭相談システムに係るデータ移行費用

③ カスタマイズ費用

④ 運用保守費用(5年間)

(2)提出期限

令和6年8月14日(水)

(3)提出部数

企業名入り1部、企業名を特定できないもの7部を提出すること。

(4)提出場所

5(3)に同じ

(5)提出方法

5(4)に同じ

9. プレゼンテーション

(1)実施日時

令和6年8月23日(金)13:30開始予定

※詳細は令和6年8月16日(金)に通知する。

(2)出席者

1提案者5名以内

(3)実施方法

- ア 1 提案者 40 分以内(説明及びデモンストレーション30 分、質疑10 分)とする。
- イ 事前に提出された提案書に沿って説明を行うこと。
- ウ 実施時の追加資料の配布は禁止する。
- エ 企業名等を特定できる内容(挨拶、企業名、ロゴの表示等)で行わないこと。
- オ 審査当日、パソコン及びその他説明に必要な機器等については、参加者が用意すること。
プロジェクター、スクリーンについては、会場備付けの物を使用可能とする。

10. 契約候補者の選定

提出された企画提案書について、本市が設置する「児童家庭相談システム導入委託業務に係る公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において(1)の審査基準及び配点に基づいて審査する。

(1)審査基準及び配点

企画提案は、次の審査基準及び配点により審査委員が審査し、各審査委員の採点の合計点により決定する。

評価項目	採点項目	配点
システム導入実績	他自治体での同システムの導入実績	10
企画提案	事務の効率化につながる提案	10
	システム導入作業及びスケジュール	5
システムの機能	システムの操作性	10
	他システムとの連携機能	5
	システムの拡張性、定期的な機能追加の有無	5
	機能要件に対する充足度及び代替案の提案	25
情報セキュリティ	情報セキュリティ認証の取得状況	5
	セキュリティ対策	5
	データバックアップ体制	5
	障害発生時の対応	5
価格	システム導入、運用保守等に係る費用	10
合 計		100

(2) 契約候補者の選定

候補者の選定は、審査得点に基づいて提案者を順位付けし、最も得点の高かった提案事業者を候補者として選定し、次いで高い者を次点者とする。

(3) 結果の通知

選定結果は、提案事業者全員に対し結果通知書により通知する。

なお、審査内容及び審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(4) 審査結果の公表

本プロポーザルの審査における評価結果を、市ホームページで公開する。

11. 契約の締結

(1) 契約締結交渉

市長は、契約候補者に選定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、契約を締結するものとする。

なお、契約候補者に選定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点者となった者と契約交渉を行う。

(2) 契約の特定条件

契約保証金は免除する。

12. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書及び見積書作成等本プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。

(3) 提出できる企画提案書は1点のみとする。

(4) 提出された企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(5) 提出された関係書類は返却しない。

(6) 参加表明した者は本プロポーザルへの参加を原則認める。ただし、参加者が多数の場合には業務実績調書、参加表明書等による書類選考を行い3社程度とする。参加承認の可否の連絡は令和6年8月1日(木)までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(7) 企画提案書の提出が1者の場合でも本プロポーザルは成立する。その場合、1者について審査した上で評価が一定水準に達していれば契約候補者に選定する。

13. プロポーザルの実施スケジュール(予定)

実施期間	実施内容
令和6年7月12日(金)	プロポーザル実施要領及び仕様書の公表
令和6年7月19日(金)	質問書受付期限(メールで受付)
令和6年7月23日(火)	質問書回答期限(ホームページ上で回答)
令和6年7月30日(火)	参加表明書提出期限(持参又は郵送必着)
令和6年8月1日(木)	参加承認可否通知(メールで通知)
令和6年8月14日(水)	企画提案書提出期限(持参又は郵送必着)
令和6年8月16日(金)	プレゼンテーション日時のお知らせ(メールで通知)
令和6年8月23日(金)	プレゼンテーション実施
令和6年8月30日(金)	選定結果通知